

## 政策 1-2 安全に暮らせるまちをつくる

### 1 政策の方向性

- 自転車や高齢者・通学児童などに関わる交通事故、地域における犯罪など、身近な安全を脅かす問題への対策が求められています。ルール遵守の徹底、防犯意識やマナーの向上等を図ることで、これらを未然に防止し、安全・安心な社会を実現するため、市民や地域で活動する団体、警察等との連携による安心して暮らせるまちづくりの取組を推進します。
- また、超高齢社会を見据えて、高齢者や障害者など誰もが安全、快適に暮らすことのできるユニバーサルデザインに配慮しながら、地域の生活基盤となる道路の維持・管理を図るなど、身近な生活環境の整備を進めます。

(川崎市基本計画)

### 2 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
安全・安心な日常生活を送っていると思う市民の割合 (市民アンケート)	54.1%	62.4%	54.1%以上 <65%以上>

< > 内数値は、第3期実施計画策定時に設定したチャレンジ目標

### 3 施策の体系

#### 政策 1-2 安全に暮らせるまちをつくる

施策1-2-1 防犯対策の推進

施策1-2-2 交通安全対策の推進

施策1-2-3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

施策1-2-4 地域の生活基盤となる道路等の維持・管理

## 施策1-2-1 防犯対策の推進



KAWASAKI  
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。



### 1 これまでの主な取組状況

- 地域で発生する空き巣等の犯罪の防止に向け、多様な主体と連携したパトロールなどへの支援等による自主防犯活動の促進や、防犯灯の新設、維持管理を行うとともに、防犯カメラの設置補助などに取り組んでいます。また、犯罪被害者等支援相談窓口を設置し、専門の相談員（警察OB）が面接または電話による相談に応じるほか、各種支援施策の情報提供などを行っています。
- たばこの火から歩行者の安全を確保するため、路上喫煙防止重点区域を中心とした路上喫煙防止指導員による巡回・指導等を実施するとともに、路上喫煙防止キャンペーン等による意識啓発に取り組んでいます。
- 商店街等を訪れる市民が安心して公共の場所を通行できるよう、客引き行為等防止重点区域において、客引き行為等防止指導員による巡回・指導を実施するとともに、客引き行為等防止キャンペーン等による意識啓発に取り組んでいます。
- 消費生活相談においては、相談員への専門的な研修等を実施し、スキルアップを図り、複雑化・多様化する相談に的確に対応しています。



客引き行為等防止キャンペーン

### 2 施策の主な課題

- 他都市と比べ、人口千人あたりの刑法犯認知件数は低くなっているものの、市民アンケートの「市政の仕事で今後特に力を入れてほしいこと」の第1位が「防犯対策」となっており、市民の関心が高い分野であること、特殊詐欺等犯罪の手口は日々変化していることから、犯罪の未然防止に向けた効果的な取組が求められています。
- より一層犯罪被害者等に寄り添った支援が求められている中、犯罪被害者等を支える地域社会づくりを進めるため、新たな支援制度を構築するとともに、相談窓口や支援制度等の効果的な広報・啓発活動に取り組む必要があります。
- 路上喫煙に対する市民の意識・関心が高まっており、要望・苦情等も恒常的に寄せられていることから、継続して路上喫煙防止キャンペーン等による意識啓発や防止指導員による指導・啓発活動に取り組む必要があります。
- 商店街などにおける客引き行為等が依然として行われていることから、継続して商店街や神奈川県警と連携しながら、客引き行為等の防止に向けた取組を進める必要があります。
- 複雑化・多様化する消費者被害に迅速かつ的確に対応するため、関係機関と連携を図り、効率的・効果的な相談体制の構築が求められています。

### 3 施策の方向性

- ★ 防犯設備の設置の推進や路上喫煙等の防止による安全・安心な生活環境の整備
- ★ 多様な主体と連携した防犯対策による地域の防犯力の強化
- ★ 犯罪被害者等に寄り添った生活支援を中心とした取組の推進
- ★ 消費者被害の未然防止に向けた関係機関との連携による取組の推進

### 4 直接目標

- 市内で発生する犯罪を未然に防ぐ地域づくりを進める

### 5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
空き巣等の刑法犯認知件数 (神奈川県警察統計資料)	10,685 件 (平成26(2014)年)	6,307 件 (令和2(2020)年)	10,400 件以下 (平成29(2017)年)	8,500 件以下 (令和3(2021)年)	8,500 件以下 (令和7(2025)年)
路上喫煙防止重点区域通行量調査で確認された喫煙者数 (市民文化局調べ)	42 人 (平成26(2014)年度)	13 人 (令和2(2020)年度)	36 人以下 (平成29(2017)年度)	29 人以下 (令和3(2021)年度)	15 人以下 (令和7(2025)年度)
消費生活相談の年度内完了 <sup>※1</sup> 率 <sup>※2</sup> (経済労働局調べ)	98.2 % (平成26(2014)年度)	99.7 % (令和2(2020)年度)	—	99.0 %以上 (令和3(2021)年度)	99.0 %以上 (令和7(2025)年度)

※1 完了とは、年度内に相談対応が完了したことを指します。

※2 消費生活相談の年度内完了率は、第1期実施計画では、全消費生活相談件数のうち、他機関への紹介のみで終了した案件と継続処理案件を除いた相談件数の割合を年度内完了率として示していましたが、第2期実施計画以降では他機関への紹介のみで終了した案件数を母数からも除く算定方法に見直しています。

## 6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状		事業内容・目標	
	令和3(2021)年度		令和4(2022)～7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
<b>防犯対策事業</b> 市民、事業者、地域の防犯関連団体、警察、行政等と連携し、安全・安心なまちづくりに向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多様な主体と連携した防犯意識の普及啓発や防犯活動の推進</li> <li>・自主防犯活動等の実施</li> <li>・団体への支援</li> <li>・広報による啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「安全・安心まちづくり推進協議会」によるパトロールや見守りなどの自主防犯活動等の実施</li> <li>・地域で活動する自主防犯活動団体への支援</li> <li>・各種イベント等における特殊詐欺被害防止等の広報啓発活動の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防犯カメラの設置に向けた取組の推進</li> <li>R2補助：50台</li> <li>・補助制度の運用及び重点地区の整備による設置の推進</li> </ul>	事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防犯灯のLED化を推進するESCO事業による防犯灯の維持管理等の実施</li> <li>R2維持管理：約68,000灯</li> <li>R2新設：428灯</li> <li>・維持管理の実施</li> <li>・防犯灯の効率的・効果的な維持管理手法の検討</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市内の犯罪情報の一元化及び迅速な情報発信を目的とした「かわさき安全・安心ネットワークシステム」の運用</li> <li>・システムの運用</li> <li>・継続実施</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●警察官OBなど専門知識を有する「安全・安心まちづくり対策員」による地域パトロールと住宅の防犯診断の実施</li> <li>R2パトロール数：週5日間実施</li> <li>R2診断数：77件</li> <li>・パトロールの実施</li> <li>・住宅の防犯診断の実施</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●出張防犯相談コーナーの開設</li> <li>R2開設数：13回</li> <li>・出張相談の実施</li> </ul>			
<b>犯罪被害者支援事業</b> 犯罪被害者等を支える地域社会づくりを進めるため、新たな支援制度を構築するとともに、相談窓口や支援制度などの効果的な広報啓発活動等を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●総合的な犯罪被害者等支援の実施</li> <li>・制度構築</li> <li>・経済的支援、日常生活支援や心理的ケアに係る支援等の実施</li> <li>・二次被害の防止等に向けた広報啓発活動等の実施</li> </ul>			事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●専門相談員による犯罪被害者支援相談の実施</li> <li>R2実施数：25回</li> <li>・ワンストップ支援窓口の設置・運用</li> <li>・相談の実施</li> </ul>			
<b>路上喫煙防止対策事業</b> たばこの火から歩行者の安全を守るため、路上喫煙の防止についての普及啓発や、重点区域を中心に路上喫煙防止指導員の巡回による注意・指導等を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●路上喫煙防止指導員による巡回活動・指導、啓発等の実施</li> <li>・巡回・指導等の実施</li> <li>・継続実施</li> </ul>			事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ポイ捨て禁止と連携した路上喫煙防止キャンペーンの実施</li> <li>R2開催数：81回</li> <li>・キャンペーンの実施</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●路上喫煙者に係る通行量調査の実施</li> <li>・調査の実施</li> <li>・継続実施</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●路上喫煙防止重点区域の拡大等に向けた検討</li> <li>・重点区域の検討</li> <li>・継続実施</li> </ul>			
<b>客引き行為等防止対策事業</b> 市民等が安心して公共の場所を利用または通行することができるよう、「客引き行為」等の防止に向けた取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●商店街や県営と連携した客引き行為等防止キャンペーン等の実施</li> <li>R2開催数：3回</li> <li>・キャンペーン等の実施</li> </ul>			事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●客引き行為等防止指導員の巡回活動による指導、啓発等の実施</li> <li>・巡回・指導等の実施</li> <li>・継続実施</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●客引き行為等防止重点区域の検討</li> <li>・重点区域の検討</li> <li>・継続実施</li> </ul>			
<b>消費生活相談事業</b> 消費生活に関する相談や苦情に対して、消費生活相談員が専門的な知見に基づく情報提供等の適切かつ迅速な処理を行い、消費者被害の救済及び未然防止を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「消費者行政推進計画」に基づく取組の推進</li> <li>・「消費者行政推進計画」に基づく取組の推進</li> <li>・「消費者行政推進計画」に基づく取組の検証及び計画の改定</li> </ul>			事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消費生活相談員等に対する研修機会の確保</li> <li>・相談員等のレベルアップに向けた研修会等の実施</li> <li>・継続実施</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●効率的・効果的な運営体制の構築に向けた取組</li> <li>・消費生活相談におけるデジタル技術を活用した効率的・効果的な運営体制の検討</li> </ul>			

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3（2021）年度	令和4（2022）～7（2025）年度	令和8（2026）年度以降
<b>消費者啓発育成事業</b> 消費者被害の未然防止等のための消費者の自立支援及び消費者市民社会の形成に向けた消費者教育の効果的な推進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年齢や特性に応じた消費者被害未然防止等のための消費者教育の展開                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講座や講演会等の実施による消費者教育の展開</li> </ul> </li> <li>●消費生活に関する情報発信                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報誌、メールマガジン等による情報発信</li> </ul> </li> <li>●消費者市民社会の形成に向けた消費者教育・啓発の実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・イベントや教育講座等による消費者教育・啓発の実施</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続実施</li> <li>・情報誌、ホームページ、メールマガジン等による情報発信</li> <li>・イベントや動画配信等による消費者教育・啓発の実施</li> </ul>	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

## 施策1-2-2 交通安全対策の推進



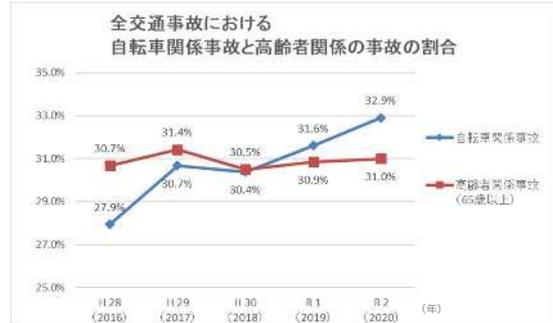
KAWASAKI  
SDGs



川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

### 1 これまでの主な取組状況

- 交通安全対策基本法に基づき、交通ルールの遵守及び交通マナーの向上のため、啓発活動で市民の交通安全意識の高揚を図るとともに、年齢段階別に交通安全教室を実施するなど、「交通事故のない安全で住みよい社会」の実現に向けた取組を進めています。
- 交通事故の抑止を目的として、歩道設置や交差点改良、カーブミラーなどを整備し、歩行者の安全を確保するとともに、通学児童が交通事故に巻き込まれないよう、スクールゾーン対策等を実施しています。
- 市内の各駅周辺や商店街など、歩行者等の安全な通行を確保するための駐輪場の整備や、自転車等放置禁止区域の指定を行うとともに、自転車利用者の駐輪場への誘導、ルール・マナー等の啓発活動など、効果的・効果的な放置自転車対策の取組を進めています。



資料：市民文化局調べ



自転車の安全な乗り方教室

### 2 施策の主な課題

- 交通事故発生件数は減少していますが、依然として交通事故全体に占める高齢者関係事故件数の構成率が高いことや、自転車関係事故の割合が県内の構成率を上回っており、高齢者と自転車に関する交通事故防止対策が求められています。
- 交通ルールの遵守及び交通マナーの向上に向けた啓発活動について、社会のデジタル化に即した手法を取り入れていくことが求められています。また、自転車の放置は一定程度減少しているものの、夕方の買い物利用客等により自転車等が放置されている地域もあることから、ニーズに応じた駐輪場整備や一層の効果的・効果的な撤去業務等を進めていく必要があります。

### 3 施策の方向性

- ★ 特に事故構成率の高い高齢者と自転車利用者を含めた各世代に対する、交通事故防止に向けた交通安全教育の推進
- ★ デジタル化に即した交通安全啓発の推進
- ★ 歩道、交差点及び道路安全施設の継続的な整備
- ★ 更なる放置自転車の削減に向けた効率的・効果的な対策の推進
- ★ 夕方の買い物利用者への放置対策に向けて、放置の状況を考慮した、重点的な撤去活動の推進

### 4 直接目標

- 市内の交通事故を減らす

### 5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
交通事故発生件数 (神奈川県警交通年鑑)	3,696 件 (平成26 (2014) 年)	2,878 件 (令和2 (2020) 年)	3,500 件以下 (平成29 (2017) 年)	3,200 件以下 (令和3 (2021) 年)	2,878 件以下 (令和7 (2025) 年)
放置自転車の台数 (建設緑政局調べ)	3,367 台 (平成27 (2015) 年度)	2,011 台 (令和2 (2020) 年度)	3,200 台以下 (平成29 (2017) 年度)	2,800 台以下 (令和3 (2021) 年度)	1,600 台以下 (令和7 (2025) 年度)

## 6 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3(2021)年度	令和4(2022)～7(2025)年度	
			令和8(2026)年度以降
<b>交通安全推進事業</b> 交通事故の防止に向け、行政、交通安全関係団体、警察、市民等と協働・連携し、交通事故のない安全で住みやすい社会の実現をめざした取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種団体等で構成する「交通安全対策協議会」を中心とした交通安全運動等の実施 ・啓発活動の実施</li> <li>●交通安全意識の高場に向けた交通安全教室の開催 R2開催数：301回</li> <li>●高齢運転者の交通事故防止を目的とした啓発活動の実施 ・啓発活動の実施</li> <li>●自転車マナーアップ指導員による巡回活動の実施 R2巡回数：194日</li> <li>●児童生徒の登下校時の安全確保のためのスクールゾーン対策の実施 R2路面表示：146件</li> <li>●交通事故相談所における交通事故被害者支援のための専門相談の実施 ・相談の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各季（春・夏・秋・年末）及び強化月間でのキャンペーン実施やデジタル技術の活用も踏まえた広報・啓発活動の実施</li> <li>・幼児、小・中・高校生、成人及び高齢者と、各世代での交通安全教室・講話の実施</li> <li>・運転適性検査及び認知・判断力講習会の開催</li> <li>・継続実施</li> <li>・「スクールゾーン」・「文」の路面表示の補修・新設件</li> <li>・高津区役所内相談ブースにおける専門相談員による交通事故相談の実施 ・中原区役所内相談ブースにおける弁護士による交通事故相談の実施</li> </ul>	事業推進
<b>安全施設整備事業</b> 交通事故の抑止を目的とした歩道設置や交差点改良、カーブミラー、区画線などを整備し、歩行者等の安全を確保します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●歩行者と車両を分離することで安全を確保する歩道の設置 R2実績：1,485m</li> <li>●交通事故を抑止し、円滑な交通を促す交差点改良の実施 R2実績：9箇所</li> <li>●道路安全施設の整備及び維持補修 ・整備、維持補修の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道設置延長：年1,000m以上</li> <li>・改良箇所数：年7箇所以上</li> <li>・継続実施</li> </ul>	事業推進
<b>放置自転車対策事業</b> 歩行者の安全な通行を確保するため、駐輪需要に応じた駐輪場整備や放置自転車の撤去など、総合的な対策を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●駐輪場等の整備推進 ・宮崎台駅周辺、登戸駅周辺ほか</li> <li>●駐輪場再編に向けた検討</li> <li>●放置対策・利用環境整備の推進 ・放置自転車対策の北部地区における一括委託化の推進 ・放置自転車の撤去、駐輪場への誘導、啓発活動の実施 ・放置禁止区域の指定（若葉台駅）</li> <li>●保管所の再編整備の推進 ・保管所再編に向けた検討・とりまとめ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐輪需要に応じた駐輪場整備の推進 ・駐輪場の効率的な管理運営に向けた取組の推進</li> <li>・各施設の実態調査、利用状況の把握 ・再編に向けた検討、再編整備方針の策定、方針に基づく取組の推進</li> <li>・市内全域における一括委託化に向けた取組の推進 ・撤去・啓発活動の拡充（重点箇所の設定）</li> <li>・保管所再編整備の推進</li> </ul>	事業推進
<b>踏切道改善推進調査事業</b> 踏切事故の危険性を低下させるため、踏切の安全対策を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●踏切道改良促進法に基づく取組の推進 ・地方踏切道改良計画に基づく取組の推進</li> <li>●踏切道の安全性向上に向けた取組の推進 ・踏切道の調査及び対策内容の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続実施</li> <li>・継続実施</li> </ul>	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進化管理・評価

政策体系別計画

## 施策1-2-3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進



KAWASAKI  
SDGs



川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

### 1 これまでの主な取組状況

- 市民生活に身近な鉄道駅周辺などを中心に、高齢者や障害者にも利用しやすい環境整備や、外国人等にも配慮した表示など、きめ細やかな取組を進めることにより、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン都市の実現に向けたまちづくりを推進しています。
- 高齢者や障害者など誰もが安全・安心に利用できる交通環境の形成に向けて、ユニバーサルデザインタクシーの普及促進や鉄道駅におけるホームドア等の整備に向けた取組を推進しています。また、鉄道による地域分断の改善や踏切を横断する駅利用者の安全性・利便性の向上に向け、JR津田山駅の橋上駅舎及び自由通路の供用を開始するとともに、JR稲田堤駅の橋上駅舎化等の取組を推進しています。



JR 稲田堤駅橋上駅舎化完成イメージ



小田急小田原線登戸駅ホームドア

### 2 施策の主な課題

- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に推進する「かわさきパラムーブメント推進ビジョン」や国における「ユニバーサルデザイン2020行動計画」などを踏まえ、心のバリアフリーなども含めたユニバーサルデザインのまちづくりを推進する必要があります。
- 誰もが安全・安心に利用できる交通環境の形成に向けて、引き続き、公共交通におけるバリアフリー化の促進や鉄道駅における安全性・利便性の向上等に取り組む必要があります。

### 3 施策の方向性

- ★ ユニバーサルデザインのまちづくりやソフト・ハードの両面からのバリアフリーの取組の推進
- ★ 鉄道駅におけるホームドアの整備促進など、誰もが安全・安心に利用できる交通環境の形成に向けた取組の推進

## 4 直接目標

- 誰もが訪れやすく暮らしやすい「ユニバーサルデザインのまち」にする

## 5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
バリアフリー化すべき重要な特定の 道路※1の整備割合 (まちづくり局調べ)	35 % (平成26 (2014) 年度)	96 % (令和2 (2020) 年度)	65 %以上 (平成29 (2017) 年度)	100 % (令和2 (2020) 年度)	100 % (令和7 (2025) 年度)
市内法人タクシーに占めるユニバーサル デザインタクシーの割合 (まちづくり局調べ)	2.5 % (平成26 (2014) 年度)	14.3 % (令和2 (2020) 年度)	10 %以上 (平成29 (2017) 年度)	10 %以上 (令和2 (2020) 年度)	25 %以上 (令和7 (2025) 年度)
誰もが安全・安心に公共的施設※2 を利用できると感じる人の割合 (市民アンケート)	49.1 % (平成27 (2015) 年度)	48.8 % (令和元 (2019) 年度)	49.3 %以上 (平成29 (2017) 年度)	49.7 %以上 (令和3 (2021) 年度)	50 %以上 (令和7 (2025) 年度)
駅利用者10万人以上の駅等にお けるホームドア等の累計整備番線 数 (まちづくり局調べ)	第3期実施計画 から新たに設定	14 番線 (令和2 (2020) 年度)	—	—	36 番線以上 (令和7 (2025) 年度)

- ※1 重要な特定の道路：高齢者や障害者等が日常的に利用する施設と駅を結び、移動等円滑化が必要なものとしてバリアフリー基本構想等に位置づけられた道路
- ※2 公共的施設：福祉のまちづくり条例第2条に定める官公庁施設、医療施設、教育文化施設、公共交通機関の施設、宿泊施設、商業施設、共同住宅、事務所、道路、公園、その他の不特定かつ多数の者の利用する施設

## 6 計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) ~ 7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度以降
ユニバーサルデザイン推進事業  「バリアフリー基本構想・推進構想」の進捗管理とともに、ユニバーサルデザイン社会の実現に向け、誰もが利用しやすいまちづくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●誰もが訪れやすく暮らしやすいまちに向けた取組の推進</li> <li>・駅周辺や公共施設等での取組推進、事業者等への普及啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニバーサルデザインの理解促進に向けた取組の推進</li> <li>・「誰もが分かりやすい公共サイン整備に関するガイドライン」に基づく取組の推進</li> <li>●「バリアフリー基本構想・推進構想」に基づくバリアフリー化の推進</li> <li>・基本構想の評価手法の検討</li> <li>・バリアフリーマップの更新</li> <li>・バリアフリー基本構想・推進構想の進捗管理</li> <li>・バリアフリー基本構想の見直しの検討</li> <li>・バリアフリーマップの更新</li> </ul>	事業推進
ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業  ユニバーサルデザインタクシーの普及を促進し、高齢者や障害者など誰もが利用しやすい移動手段の確保を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ユニバーサルデザインタクシーの普及促進</li> <li>R2導入割合：14%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニバーサルデザインタクシーの普及に向けた取組の実施</li> <li>●拠点駅や公共施設等を中心としたユニバーサルデザインタクシー対応乗り場整備の推進</li> <li>・協議調整</li> <li>・拠点駅周辺整備等の機会を捉えた乗り場整備に向けた調整</li> </ul>	事業推進
南武線駅アクセス向上等整備事業  鉄道による地域分断の改善や踏切を利用する駅利用者の安全性・利便性を高めるなど、駅へのアクセスの向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●JR稲田堤駅の駅アクセス向上の取組の推進</li> <li>・自由通路及び橋上駅舎化の整備推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自由通路及び橋上駅舎化等の整備完了</li> <li>●JR中野島駅及びJR久地駅の駅アクセス向上の取組の推進</li> <li>・事業化に向けた取組の推進</li> <li>・継続実施</li> </ul>	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3（2021）年度	令和4（2022）～7（2025）年度	令和8（2026）年度以降
<b>鉄道駅ホームドア等整備事業</b> 高齢者や障害者等をはじめとする駅利用者のホームからの転落やホーム上の列車接触事故を防止するため、鉄道事業者によるホームドア等の整備を促進し、安全で安心な交通環境の整備を促進します。	●ホームドア等の整備促進による転落・接触事故の防止 ・R2整備完了 （京急本線京急川崎駅（上り）、小田急小田原線登戸駅（下り）、東急目黒線武蔵小杉駅）	・ホームドア等の整備促進に向けた鉄道事業者との協議、調整 ・補助制度等を活用したホームドアの整備の促進	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

## 施策1-2-4 地域の生活基盤となる道路等の維持・管理



KAWASAKI  
SDGs



川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

### 1 これまでの主な取組状況

- 市民生活や経済活動を支えるために重要な道路や橋りょう、その他の道路施設については、「道路維持修繕計画」や「橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、事故を未然に防止し、常に安全で良好な状態で利用できるよう着実に修繕・点検を実施しています。
- 河川・水路については、激甚化・頻発化する水害及び施設の老朽化への対応が急務となっていることから、水害の防止と施設の機能保全に向け、「河川維持管理計画」に基づいた計画的な維持管理を行っています。
- 道水路台帳図のデジタル化を図るとともに、台帳図を効率的に管理し活用するシステムを構築し、専用端末機の設置やホームページでの公開など、新たな情報提供サービスを実現しました。



道路施設点検の状況



護岸変化の状況

### 2 施策の主な課題

- 市民生活や経済活動の根幹である道路、橋りょうや、河川施設、水路等インフラ施設の老朽化の進行に伴い、健全度の確保及びライフサイクルコストの縮減と予算の平準化を図るため、点検や修繕を効率的・効果的に進める必要があります。
- 道路等について、効率的な管理や災害時の早期復旧が可能となるよう、地籍調査等で得た道路等の座標値を道水路台帳平面図等管理・閲覧システムに搭載するなど、利活用の促進に向け、システムの機能向上を図る取組を進める必要があります。

### 3 施策の方向性

- ★ 予防保全の考え方による計画的な維持管理の推進
- ★ 持続可能で効率的な維持管理による施設等の長寿命化の推進
- ★ 道水路の効率的な管理や災害復旧等に寄与する道水路台帳平面図等管理・閲覧システムの機能向上の推進

## 4 直接目標

- 誰もが安全、快適に道路を利用できる

## 5 主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
道路施設の健全度 (5年以内に補修や修繕が不要な道路施設の割合) (建設緑政局調べ)	73 % (平成26(2014)年度)	92 % (令和2(2020)年度)	81 %以上 (平成29(2017)年度)	93 %以上 (令和3(2021)年度)	98 %以上 (令和7(2025)年度)
地籍調査等で得た道路等の座標値を道水路台帳平面図等管理・閲覧システムに搭載した累計点数 (建設緑政局調べ)	第3期実施計画から新たに設定	第3期実施計画から新たに実施	—	—	58,000 点以上 (令和7(2025)年度)
不法占拠解消の累計件数 (令和3(2021)年3月末時点の不法占拠件数1,313件) (建設緑政局調べ)	90 件 (平成26(2014)年度)	523 件 (令和2(2020)年度)	330 件以上 (平成29(2017)年度)	650 件以上 (令和3(2021)年度)	970 件以上 (令和7(2025)年度)
不法占拠者への指導の年間実施回数 (建設緑政局調べ)	第3期実施計画から新たに設定	264 回 (令和2(2020)年度)	—	—	500 回以上 (令和7(2025)年度)

※ 成果指標の「被災時の復旧に寄与する道路台帳の割合」は、第2期実施計画期間内に、目標を達成したため、第3期実施計画の成果指標の掲載からは除外しています。

## 6 計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	令和3(2021)年度	令和4(2022)～7(2025)年度	令和8(2026)年度以降
<b>計画的な道路施設補修事業</b>  誰もが安全・安心に道路施設を利用できるよう、定期的な点検や予防保全の考え方による計画的な維持管理を適切に進め、施設の機能確保を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「道路維持修繕計画」に基づく取組の推進</li> <li>・実施プログラムに基づく計画的な修繕と定期点検の実施(幹線道路の舗装、トンネル、道路擁壁、道路照明、横断歩道橋等)</li> <li>●「橋りょう長寿命化修繕計画」に基づく取組の推進(修繕工事、補修工事、橋りょう点検等)</li> <li>・実施プログラムに基づく計画的な取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施プログラムに基づく計画的な修繕と定期点検の実施</li> <li>・「道路維持修繕計画」の検証・改定</li> <li>・継続実施</li> </ul>	事業推進
<b>河川・水路維持補修事業</b>  治水安全度の確保のため、河川・水路施設の適切な維持管理を行うとともに、施設の長寿命化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●河川・水路施設の適切な維持管理の推進</li> <li>・「河川維持管理計画」の改定(予定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画に基づく補修や維持管理の推進</li> </ul>	事業推進
<b>道水路不法占拠対策事業</b>  不法に占有されている本市が管理する道路敷、水路敷及び河川敷の実態を把握し、除却指導や法的措置などを実施することによって不法占拠の解消を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●不法占拠対策に向けた取組の推進</li> <li>・不法占拠の予防と早期発見に向けた道路パトロール等の実施</li> <li>・不法占拠者に対する継続的な除却指導の実施</li> <li>・解消困難な案件に対する法的措置の実施及び優先度をつけた指導の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路パトロール等の継続実施</li> <li>・除却指導の継続実施</li> <li>・解消困難な案件に対する法的措置に向けた取組の実施及び優先度をつけた指導の実施</li> </ul>	事業推進

施策 1-2-4 地域の生活基盤となる道路等の維持・管理

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	令和3（2021）年度	令和4（2022）～7（2025）年度	令和8（2026）年度以降
<b>道水路台帳整備事業</b> 道水路の効率的な管理や災害復旧等に寄与する道水路台帳平面図等管理・閲覧システムの機能向上を進めるとともに、土地境界確定等業務や境界標等保全業務の効率的な執行を図り、適正な管理を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●システムの機能向上の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・機能の追加拡充</li> </ul> </li> <li>●土地境界確定等業務の効率的な執行                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の実施</li> </ul> </li> <li>●境界標、公共基準点の保全                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・保全の実施</li> </ul> </li> <li>●測量成果の適正管理                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正管理</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道水路境界座標値データのシステム搭載</li> <li>・継続実施</li> <li>・継続実施</li> <li>・継続実施</li> </ul>	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価